

平成30年11月6日

株主各位

大阪市平野区西脇二丁目3番15号
日本金銭機械株式会社
代表取締役社長 上東洋次郎

中間配当に関するお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社取締役会において決議いたしました第66期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）中間配当の支払いについて、下記のとおりお知らせいたします。

敬具

記

平成30年9月30日最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を支払う。

1. 中間配当 …… 1株当たり金8円50銭
2. 効力発生日（支払開始日） …… 平成30年12月5日（水曜日）

以上

中間配当金のお支払いについて

1. 「中間配当金領収証」等、中間配当金に係る書類は、来たる12月4日に、お届出ご住所あてにお送り申しあげる予定でございます。
2. 口座振込をご指定いただいていない株主様は、配当金領収証により、払渡期間（平成30年12月5日から平成31年1月7日）内に、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店及び郵便局にてお早めにお受け取りください。
3. 配当金を受け取らないまま払渡期間を経過した場合又は必要書類を紛失等した場合は、当社の株主名簿管理人三井住友信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

電話照会先：0120-782-031（フリーダイヤル）

4. 次回以降、銀行預金口座等への振込による配当金のお受取りをご希望される場合は、お取引の証券会社の口座をご利用の株主様は取引証券会社へ、証券会社の口座をご利用でない株主様は、三井住友信託銀行株式会社の上記電話照会先までお申し出の上、改めてお手続きください。

以上